

Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300022110**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店とのお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、変額個人年金保険(08)です。

募集代理店

引受保険会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104
<https://www.ms-primary.com>



M2604040 2026.04 NRFG MSPL-2604-A-0028-00

私の しあわせねんきん

変額個人年金保険(08)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット
「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品のポイント
説明はこちら



商品パンフレット P1～ 契約概要 P17～ 注意喚起情報 P23～ Web版「ご契約のしおり・約款」
「特別勘定のしおり」のご案内 裏表紙



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績の変動により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

お客さまの大切な資産を 一生涯の安心のしくみを

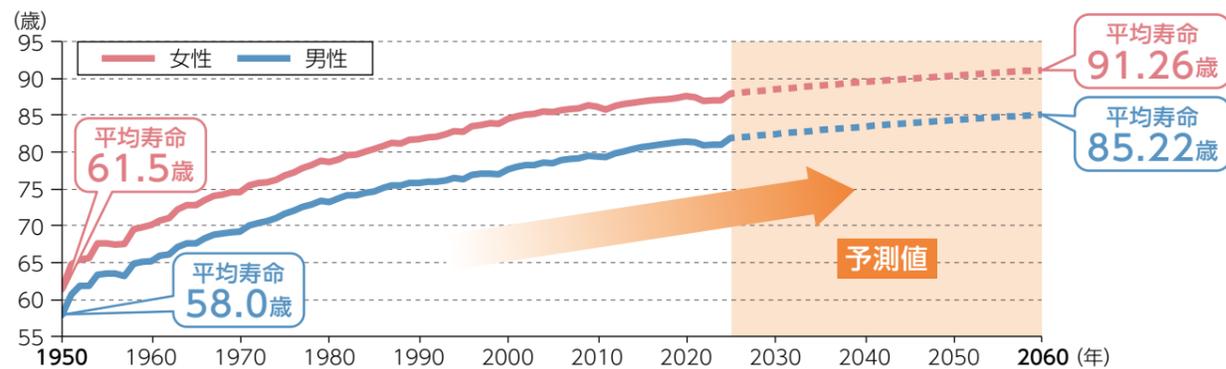
「私のしあわせねんきん」は、
お客さまの人生100年時代を支えます。



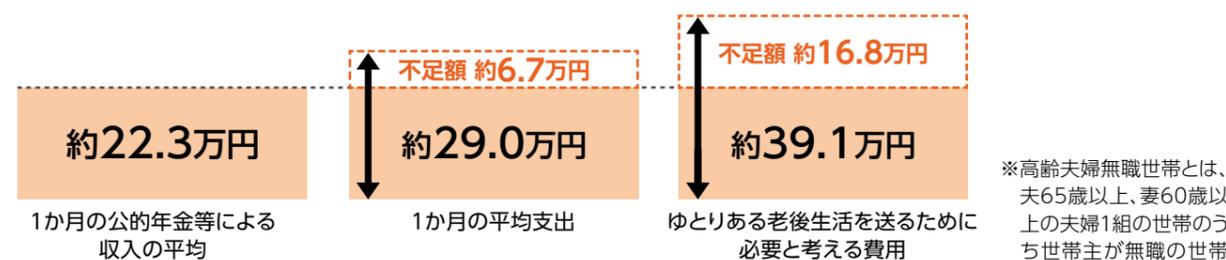
円建で運用しながら、 お持ちになりませんか？



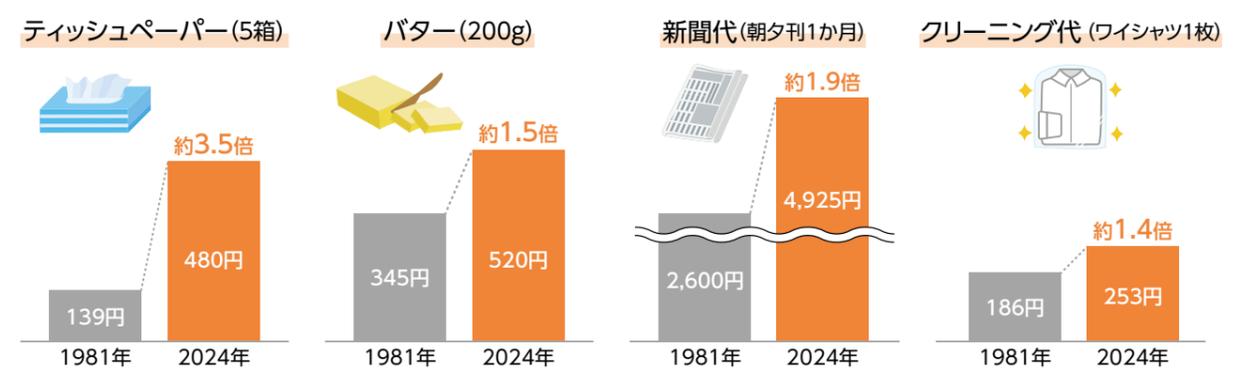
平均寿命の推移 2045年には、女性の平均寿命は90歳代に突入すると予想されています。



セカンドライフの家計収支 (高齢夫婦無職世帯:月額)



物価上昇の例



【出典】

- 平均寿命の推移…2024年までは、厚生労働省「令和6年「主な年齢の平均余命の年次推移」より、2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「男女別平均寿命(出生時の平均余命)の推移(死亡中位)」(令和5年)より、三井住友海上プライマリー生命がグラフ化
- セカンドライフの家計収支…1か月の公的年金等による収入の平均および平均支出:総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2024年」、ゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用:(公財)生命保険文化センター「2025(令和7)年度生活保障に関する調査《速報版》」
- 物価上昇の例…総務省統計局「小売物価統計調査」(東京都区部小売価格)※新聞代は全国統一価格(全国紙)



「私のしあわせねんきん」しくみと特徴

契約年齢
55歳～80歳

すぐにずっと

ご契約の**1年後**から、**一生涯**の年金をお受取りいただけます。

- 年金額は基本年金額とステップアップ年金額*を合計した金額となります。
- 基本年金額は基本保険金額の3%となります。

*この「商品パンフレット」では、普通保険約款上の「加算年金額」を「ステップアップ年金額」と表示しております。

ふやす

運用実績により、年金額の**ステップアップ**が期待できます。

- ステップアップ年金額は毎年の計算されます。
- 一度確定したステップアップ年金額は、その後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

基準日の運用実績に基づいて、

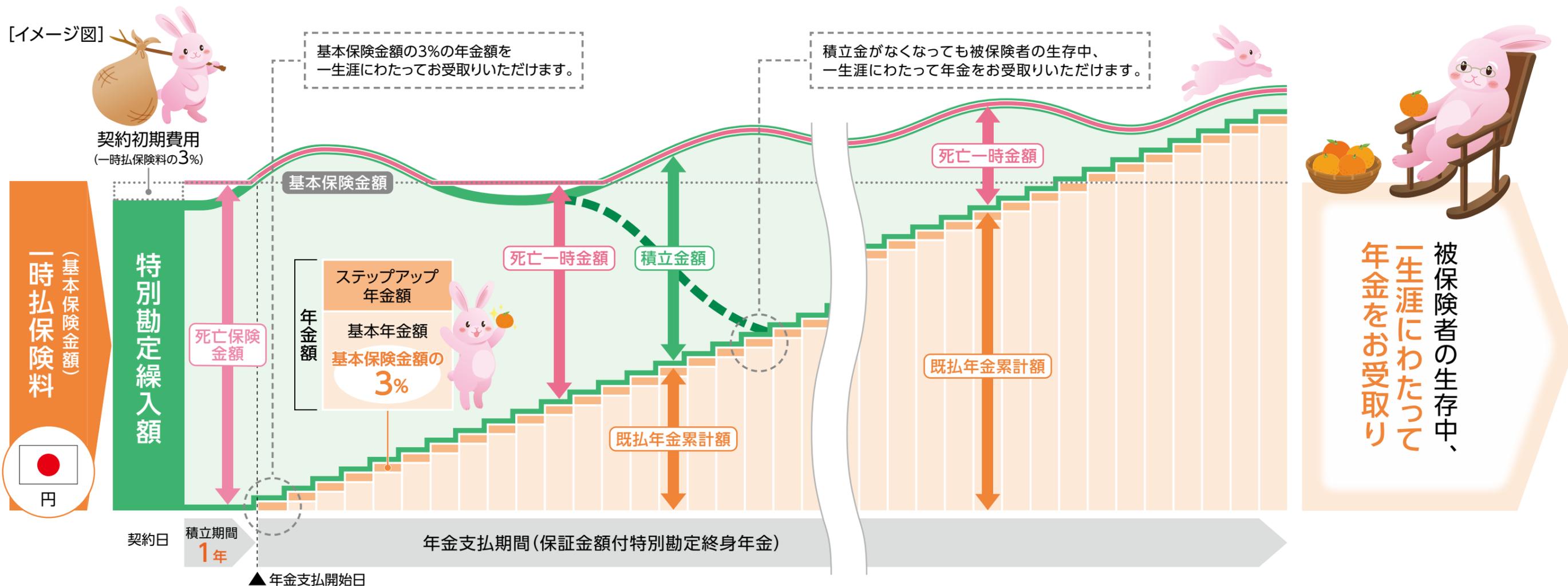
まもる

死亡保障は、受取総額で基本保険金額の**100%**を最低保証します。

- 積立期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金は基本保険金額を下回ることはありません。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、受取総額(死亡一時金額と既払年金累計額を合算した金額)は、基本保険金額を下回ることはありません。

※受取総額の保証率(基本保険金額の100%)は課税前のもので、課税後の受取総額が基本保険金額を下回る場合があります。

[イメージ図]



ご注意ください

- 運用実績によっては、**年金額がステップアップしない場合があります。**
- この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。**また、**特別勘定の運用実績の変動により損失が生じるおそれがあります。** P23～P25参照

※上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により変動(増減)します。
 ※上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のもので、
 ※一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定に繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

商品パンフレット

ステップアップ年金額について

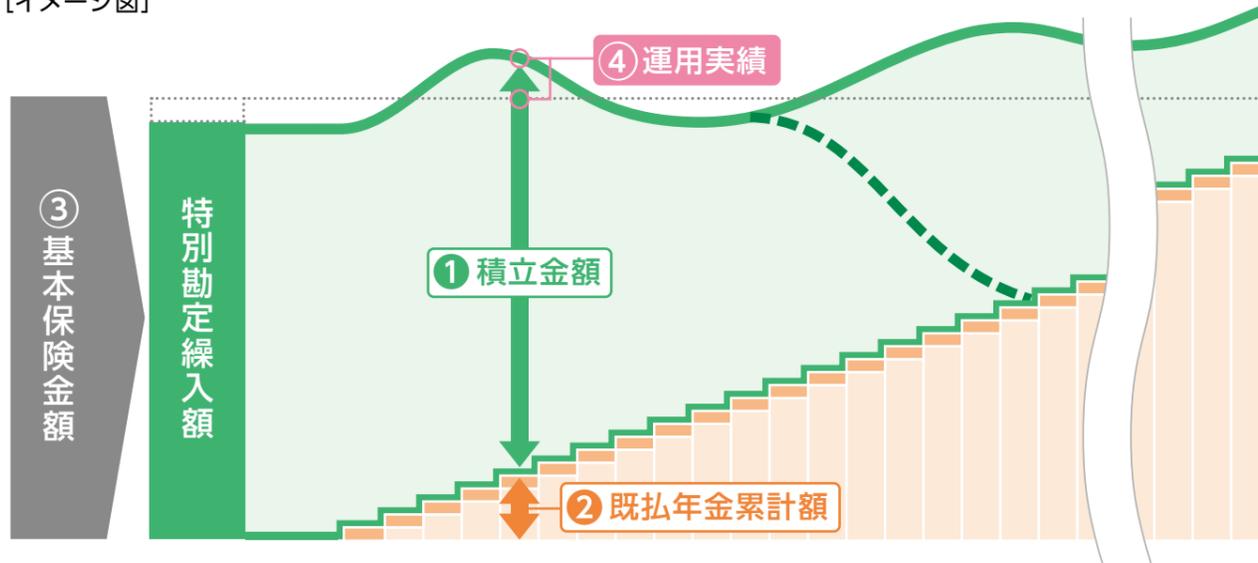


運用実績によっては、年金額のステップアップが期待できます。

- ・ 毎年の基準日の運用実績に応じて算出し、基本年金額に加算してお受取りいただく年金をステップアップ年金額といいます。毎年の基準日は年単位の契約応当日の前日です。
- ・ 一度ステップアップした年金額はその後、下がることはありません。(一部解約した場合は除きます。)

■ ステップアップ年金額の算出方法

[イメージ図]



1 毎年の基準日の運用実績をチェックします。

【運用実績をもとめる計算式】

$$\text{④ 運用実績} = \text{① 積立金額} + \text{② 既払年金累計額} - \text{③ 基本保険金額}$$

※運用実績の計算にあたり、「ご契約のしおり・約款」上では「基準日の積立金額から基準日の最低死亡保障額(基本保険金額から既払年金累計額を控除した額)を控除した額」と記載しておりますが、この「商品パンフレット」では上記計算式にて表記しております。
 ※運用実績を算出するにあたっての既払年金累計額は、基本保険金額を上限とします。

2 次の A と B のいずれか大きい額を新たなステップアップ年金額とします。

$$\text{A 基準日時点の 運用実績} \times 3\% \quad \text{← どちらか大きい額 →} \quad \text{B 基準日のステップアップ年金額}$$

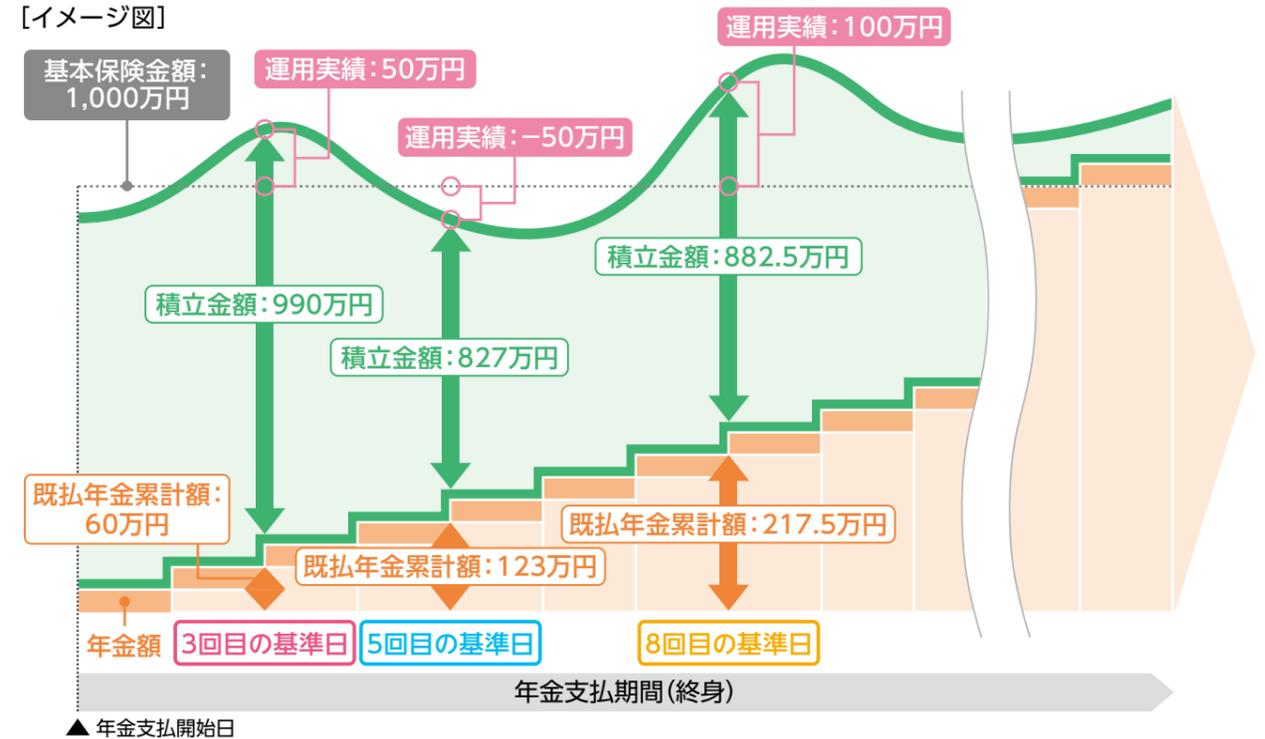


ステップアップ年金額の具体例

【設定例】 ご契約内容 | 一時払保険料(基本保険金額): 1,000万円

運用実績の推移 | 3回目の基準日: 50万円
5回目の基準日: -50万円
8回目の基準日: 100万円

[イメージ図]



※上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により変動(増減)します。
 ※上図は、年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものであります。

基準日時点の運用実績	基準日時点の運用実績		
	50万円の場合	-50万円の場合	100万円の場合
A 基準日時点の運用実績×3%	1.5万円 (50万円×3%)	0円 (0円×3%)	3万円 (100万円×3%)
B 基準日のステップアップ年金額	0円	1.5万円	1.5万円
C 翌日以後のステップアップ年金額 (AとBのいずれか大きい額)	1.5万円	1.5万円	3万円
D 基本年金額	30万円 (1,000万円×3%)	30万円 (1,000万円×3%)	30万円 (1,000万円×3%)
翌日以後の年金額(C + D)	31.5万円に ステップアップ	31.5万円のまま 据置き	33万円に ステップアップ

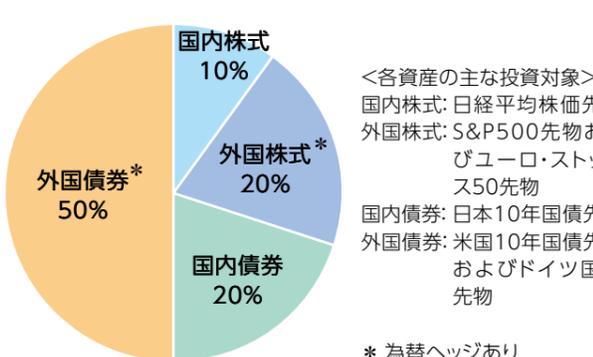
* 計算結果がマイナスとなる5回目の基準日では、「0円」と表示しております。

特別勘定について

運用実績の確認
 特別勘定の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」[特別勘定運用レポート]のページでご確認いただけます。

年金額・積立金額等のシミュレーション

グローバルな長期分散投資で年金額のステップアップをめざします。

特別勘定の名称	資産配分比率
バランス30	 <p><各資産の主な投資対象> 国内株式: 日経平均株価先物 外国株式: S&P500先物およびユーロ・ストックス50先物 国内債券: 日本10年国債先物 外国債券: 米国10年国債先物およびドイツ国債先物</p> <p>* 為替ヘッジあり</p>
主な投資対象となる投資信託	
SMDAM・アセットバランスファンドVA30L4 <適格機関投資家限定>	
運用会社	
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
運用方針	
実質的に国内外の株式・債券等に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	

分散投資の効果(契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費の控除前)

複数の資産で長期にわたり運用することにより、安定的な資産価値の上昇を目指します。

●資産額の推移(1991年1月4日～2025年11月30日)



【グラフとシミュレーションについて】

三井住友DSアセットマネジメントから提供された使用インデックスのデータを利用して、「私のしあわせねんきん」の「バランス30」と同じ資産配分比率(設定例)に毎営業日リバランスし投資したと仮定して、三井住友海上プライマリー生命が作成しています。

<使用インデックス>

- 国内株式:** 日経平均株価指数(配当込み)・Factset、及びブルームバーグのデータを基に三井住友DSアセットマネジメントが算出
- 外国株式:** 外国株式複合指数(S&P500インデックス(配当込み、米ドルベース)、ユーロ・ストックス50インデックス(配当込み、ユーロベース)を1:1の配分比率で三井住友DSアセットマネジメントが算出した複合指数)
- 国内債券:** パークレイズ・日本10年国債先物(Alt)インデックス・1996年6月までは、ブルームバーグのデータを基に三井住友DSアセットマネジメントが算出
- 外国債券:** 外国債券複合指数(パークレイズ・米国10年国債先物インデックス(米ドルベース)*1、パークレイズ・ユーロ・ドイツ10年国債先物インデックス(ユーロベース)*2を1:1の配分比率で三井住友DSアセットマネジメントが算出した複合指数)
 *1:1997年1月まで、*2:1999年1月までのブルームバーグのデータを基に三井住友DSアセットマネジメントで算出

【分散投資の効果について】

1991年1月4日を100として2025年11月30日までの4資産(国内株式、外国株式、国内債券、外国債券)のインデックスの実績、ならびに設定例に基づき運用を行ったと仮定した場合の数値を指数化してグラフ化したもので、契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費の費用控除前の数値です。

⚠️ ご注意ください

■ 4資産のインデックスの実績を用い、設定例に基づき運用を行った場合の数値および推移は、あくまでも仮定に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

過去の参考指数推移に基づく、年金額等のシミュレーション(契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費の控除後)

2002年11月1日に一時払保険料1,000万円で加入し、契約初期費用を控除した970万円を本商品における特別勘定の資産配分比率で運用を行ったと仮定した場合の年金額、積立金額等を示しています。

単位:万円

経過年数	西暦	年間投資収益率	毎年の年金額	①既払年金累計額	②積立金額	①+②
1	2003	3.42%	30.0	30.0	973.1	1,003.1
2	2004	3.78%	31.1	61.2	978.6	1,039.9
3	2005	3.58%	32.2	93.5	981.4	1,074.9
4	2006	2.82%	33.0	126.6	976.0	1,102.6
5	2007	0.74%	33.2	159.9	949.9	1,109.8
6	2008	-12.39%	33.2	193.2	798.9	992.1
7	2009	7.22%	33.2	226.5	823.2	1,049.8
8	2010	4.80%	33.2	259.8	829.5	1,089.3
9	2011	0.74%	33.2	293.1	802.4	1,095.5
10	2012	4.09%	33.8	326.9	801.3	1,128.2
11	2013	7.90%	35.7	362.6	828.9	1,191.6
12	2014	4.60%	36.8	399.5	830.1	1,229.7
13	2015	3.68%	37.8	437.4	822.9	1,260.3
14	2016	-0.68%	37.8	475.2	779.5	1,254.7
15	2017	4.17%	38.6	513.8	773.4	1,287.2
16	2018	-3.55%	38.6	552.4	707.3	1,259.7
17	2019	5.85%	39.0	591.4	709.6	1,301.0
18	2020	-0.20%	39.0	630.5	669.1	1,299.6
19	2021	5.78%	40.1	670.6	667.6	1,338.3
20	2022	-13.11%	40.1	710.8	539.9	1,250.7
21	2023	-1.45%	40.1	750.9	491.9	1,242.9
22	2024	6.54%	40.1	791.1	484.0	1,275.1
23	2025	4.04%	40.1	831.2	463.4	1,294.6

※このシミュレーションは、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約・一部解約および増額がなかった場合のもので、

【年金額等のシミュレーションについて】

- 年間投資収益率は、4資産(国内株式、外国株式、国内債券、外国債券)のインデックスの実績を用い、設定例に基づき運用を行ったと仮定して算出したもので、保険関係費、資産運用関係費の費用控除後の数値です。なお、実際の特別勘定による収益率シミュレーションとは異なります。
- 本シミュレーションでは年単位の契約応当日の金額を示していますが、「②積立金額」は「年単位の契約応当日における年金支払後の積立金額」となります。
- 各項目(年間投資収益率を除く)の数値ごとに千円未満を切捨てて表示しています。したがって、紙面上の①と②を合計した数値と①+②の数値が異なる場合があります。
- データ期間:2002年11月1日～2025年11月30日

■ 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。また、変額個人年金保険を通してインデックスに直接投資できるわけではありません。

その他のお取扱いについて



指定代理請求人

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

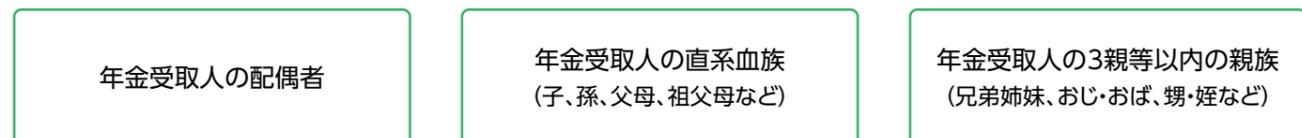
※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。
 ※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと	指定されていれば
年金等の請求手続きは 年金受取人 からの請求が必要です。 そのため、本人が意思表示できない場合、 年金等の請求手続きが難しくなります。	指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。 ※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

● 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。



※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人

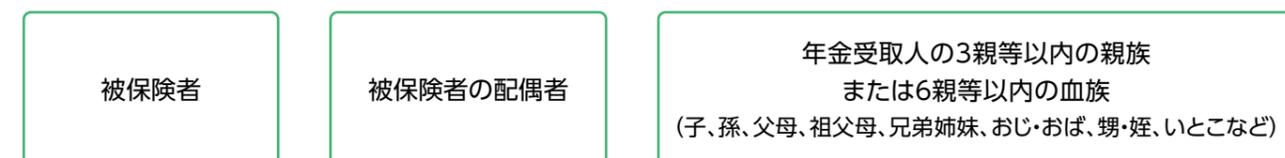
年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと	指定されていれば
年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。 ①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の法定相続人 そのため、 遺したい方に遺せないかもしれません。	後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

● 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。



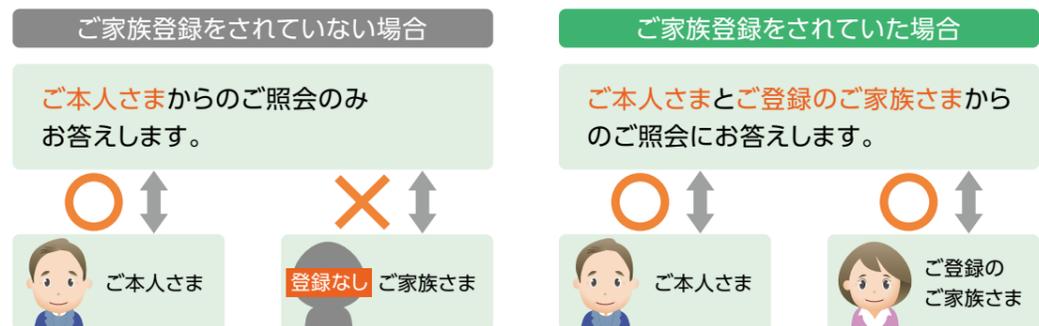
※年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に死亡されている場合、次の方を後継年金受取人とみなします。

①被保険者 ②被保険者の配偶者(①の該当がない場合) ③年金受取人の法定相続人(①②の該当がない場合)

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

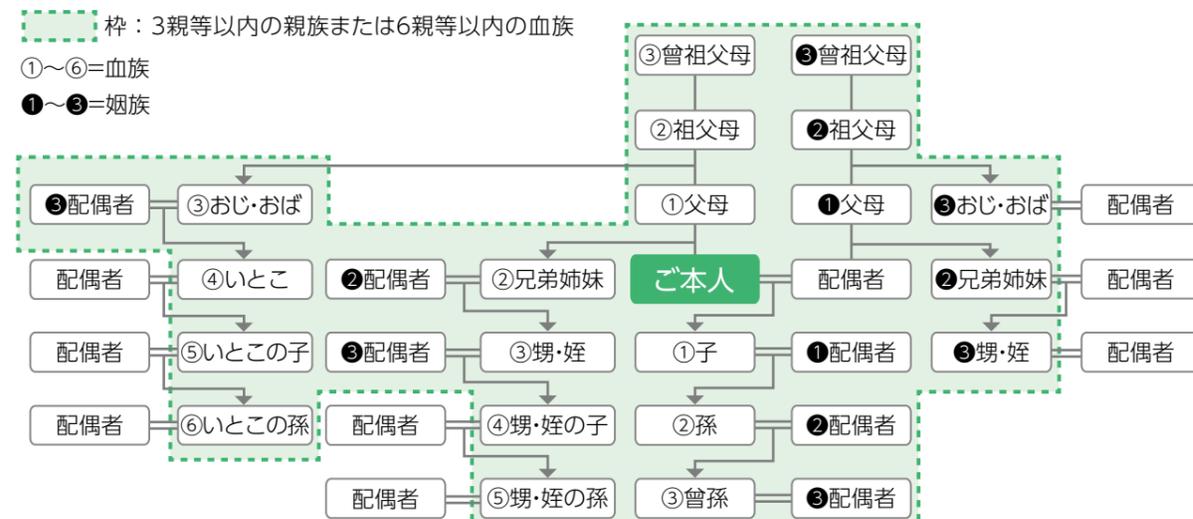
ご参考 ご家族登録サービス

ご契約者さま等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえるサービスです。ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からもご契約内容をご照会いただけます。ご登録は無料です。戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中からご契約者さま1名につき1名のみご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)



※お取扱い条件により本サービスをご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご参考



一部省略

ご契約および各種お取扱いについて



積立期間	1年	
一時払保険料 (保険料の払込方法は 一時払のみ)	最低	300万円(1万円単位)
	最高	5億円 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P21をご覧ください。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	55歳～80歳	
年金支払期間	終身	
年金支払開始年齢	56歳～81歳	
契約日	三井住友海上プライマリー生命の申込書受付日(不備があった場合は、不備解消日)、または着金日のいずれか遅い日。(申込日とは異なることがあります。)	
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
年金受取人	契約者または被保険者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
クーリング・オフ制度	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P26～P27をご覧ください。	
付加できる主な特約	遺族年金支払特約、年金分割支払特約、指定代理請求特約	

死亡保障について

死亡保険金	積立期間中に被保険者が死亡された場合、その時点の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
死亡一時金	保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡一時金として、年金受取人にお受取りいただきます。 ①基本保険金額から被保険者が死亡された時点までの既払年金の合計額を控除した額ただし、0(ゼロ)を下回る場合は0(ゼロ)とします。 ②被保険者が死亡された時点の積立金額 ※被保険者と年金受取人が同一人の場合、後継年金受取人にお受取りいただきます。

増額について

基本保険金額を増額し、年金額を増やすことができます。

- 被保険者の年齢が80歳までであれば、基本保険金額を増額することができます。
- 基本保険金額は10万円以上(1万円単位)で増額できます。
- 増額した場合、増額保険料から契約初期費用(3%)を控除した金額が、増額日の翌日に特別勘定に繰入れられます。
- 増額日以後、最初に到来する年単位の契約応当日に、増額保険料の3%が基本年金額に加算されます。

! ご注意ください

- この保険の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。

【お取扱いについての留意事項】

増額のお申込みは、契約申込における一時払保険料のうち契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れた日以後となります。

諸費用、解約等、税金について

諸費用について	解約等について	税金について
P23～P24	P22	P31



お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会 ● 住所変更 ● 生命保険料控除証明書の再発行 ● ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等
本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

  三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com> 

【プライマリー生命マイページご利用方法】

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。

お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができません。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会 ● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ ● ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等

 三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター **フリーダイヤル 0120-81-8107** (ハイ、パートナー)
【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
積立期間中	ご契約状況のお知らせ 年4回、契約者あてにご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
年金受取前	年金受取に関する請求書類 契約者あてに郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。 【年金受取人と契約者が同一人の場合】 年金受取に関するご案内 契約者あてに郵送します。 ※年金振込口座の変更等がなければ、ご案内の内容で年金を支払います。
年金受取後	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。
年金支払期間中	ご契約状況のお知らせ 年4回、年金受取人あてにご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。

・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



自分だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなったら、どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと

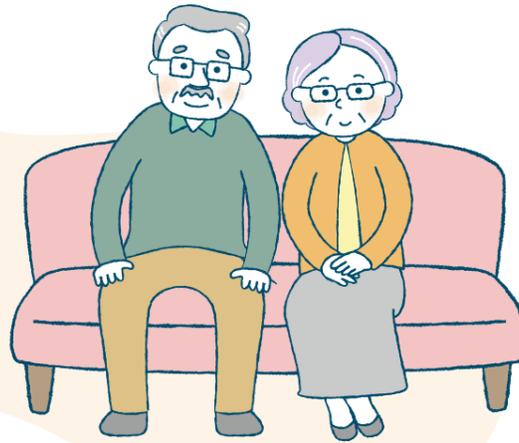


父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約締結前交付書面のご案内

「契約締結前交付書面」とは、ご契約に際して特に
ご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を
「契約概要」「注意喚起情報」としてまとめたものです。



契約締結前交付書面ってどんな書面？～簡単 Q&A～

1 どんなことが書かれているの？

保険商品のしくみ、保障内容、引受条件、特別勘定の運用実績が商品に与える影響等が記載されています。

2 どんなことに注意すればいいの？

ご契約の締結・維持・運用等に係る費用が発生しますので、諸費用の記載はよくご確認ください。また、特別勘定の運用実績により損失が生じるおそれや、解約される場合は契約日からの経過年数に応じた解約控除が適用される商品もありますので、よくご確認ください。

3 他にはどんなことが書かれているの？

クーリング・オフの条件やそのお申し出方法、自殺免責等の保険金等がお支払いできない場合についても記載されています。
こちらもよくご確認ください。

契約締結前交付書面 目次

📄 契約概要

1. この保険のしくみについて……………17
2. 特別勘定の種類と運用方針等について……………18
3. 保障の内容について……………19
4. 年金の種類の変更について……………20
5. 配当金について……………20
6. 主契約に付加できる主な特約について……………21
7. ご契約のお取扱いについて……………21
8. 解約払戻金について……………22
9. 諸費用について……………22

⚠️ 注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について……………23
2. この保険のリスクについて……………25
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません……………25
4. この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です……………26
5. 責任開始期等・生命保険募集人の権限について……………27
6. 保険金等をお支払いできない場合について……………28
7. 解約と解約払戻金について……………28
8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について……………29
9. 預金等との違いについて……………29
10. 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について……………29
11. その他のご注意いただきたい事項について……………29
12. 保険会社の商号と住所等について……………30
13. 税金のお取扱いについて……………31
14. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について……………32
15. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について……………32
16. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について……………33

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、お申込みいただいた保険料から契約初期費用を控除した金額を投資信託等を投資対象とする特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額および年金額等が変動（増減）するしくみの一時払の生命保険商品です。

- 契約日の1年後から、年金のお受取りが開始されます。年金額は、基本保険金額の3%となります。この金額を基本年金額といいます。
- 年金支払期間中も特別勘定による運用を継続しながら、積立金がなくなった場合でも、被保険者が生存している間、一生涯にわたって年金をお受取りいただけます。
- 基準日（契約日から1年ごとの契約応当日の前日）の運用実績に応じて、基準日の翌日以後の年金額がステップアップする可能性があります。
- 被保険者が死亡された場合でも、積立期間中であれば死亡保険金として基本保険金額の100%、年金支払期間中であれば既払年金累計額と死亡一時金額を合算した金額（受取総額）において、基本保険金額の100%を最低保証します。

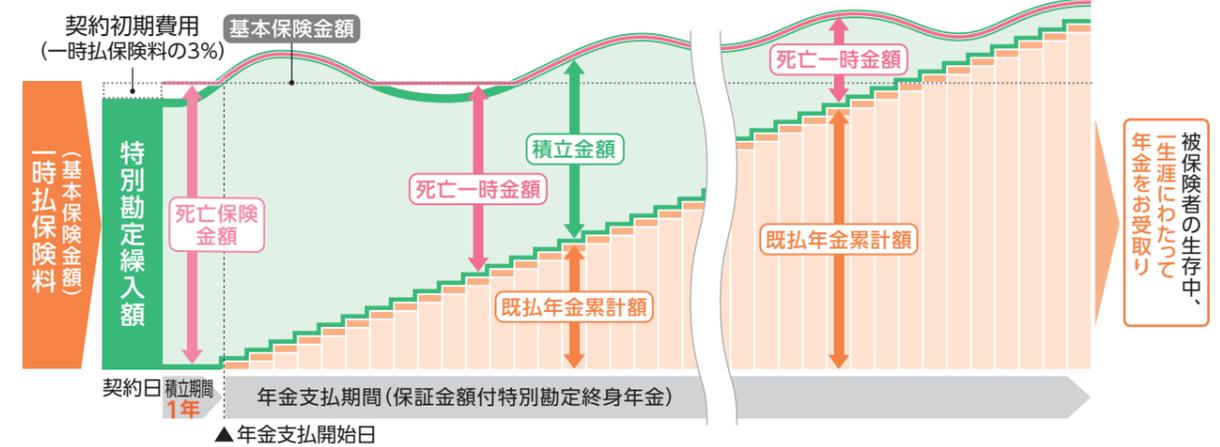
受取総額の保証率（基本保険金額の100%）は課税前のもので、課税後の受取総額が基本保険金額を下回る場合があります。

『私のしあわせねんきん』の正式名称は、変額個人年金保険（08）です。

この保険は、市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.25の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の積立金額等を保証するものではありません。実際の積立金額等は運用実績により変動（増減）します。
※ 上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のもので、また、基本的なしくみをご理解いただくため、加算年金額は考慮していません。

2 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定します。この保険の特別勘定群は「AT型」です。



一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価<*>により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価<*>により評価を行い、評価差額を損益に計上します。<*> 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。

種類／特別勘定の名称	バランス型／バランス30
主な投資対象となる投資信託	SMDAM・アセットバランスファンドVA30L4 ＜適格機関投資家限定＞
運用方針	実質的に国内外の株式・債券等に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
資産運用関係費（消費税込）	年率 0.143%
運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

3 保障の内容について

死亡保険金	積立期間中に被保険者が死亡された場合、その時点の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
死亡一時金	保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡一時金として、年金受取人にお受取りいただきます。 ① 基本保険金額から被保険者が死亡された時点までの既払年金の合計額を控除した額。ただし、0（ゼロ）を下回る場合は0（ゼロ）とします。 ② 被保険者が死亡された時点の積立金額 ※ 被保険者と年金受取人が同一人の場合、後継年金受取人にお受取りいただきます。



免責事由に該当するときには、保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4 年金の種類の変更について

契約日から5年経過後であれば、一般勘定で運用する次の定額年金へ移行（年金の種類の変更）することもできます。

● 確定年金【年金支払期間:5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただけます。

● 保証期間付終身年金【保証期間:5年、10年、15年】

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただけます。

● 保証期間付夫婦年金【保証期間:5年、10年、15年】

被保険者とその配偶者のいずれか一方が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただけます。保証期間中に被保険者とその配偶者のいずれかが死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただけます。

＜＊＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間または保証期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。



- ・ 一般勘定で運用する定額年金へ移行した場合の年金額は、解約払戻金を年金原資として、移行日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。
- ・ 保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金は、被保険者（夫婦年金の場合はご夫婦とも）が早期に死亡される、または保証期間中に年金の一括支払をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金等の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 年金分割支払特約

保証金額付特別勘定終身年金を、年1回のお支払いにかえて分割(毎月、2か月ごと、6か月ごと)でお支払いします。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱いについて

一時払保険料 (基本保険金額)	300万円以上5億円以下(1万円単位)
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	55歳~80歳
積立期間	1年
年金支払開始年齢	56歳~81歳
年金支払期間	終身
保険料払込方法	一時払のみ
一部解約	一部解約後の基本保険金額:200万円以上 ※ 一部解約後の積立金額が20万円以上であることが必要です。
基本保険金額の増額	10万円以上(1万円単位) ※ 被保険者の年齢が80歳まで増額することができます。 ※ 増額した場合、増額保険料から契約初期費用(3%)を控除した金額が、増額日の翌日に特別勘定に繰入れられます。 ※ 増額日以後、最初に到来する年単位の契約応当日に、増額保険料の3%が基本年金額に加算されます。 ※ この保険の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。

※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。

※ この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の2つからなります。

8 解約払戻金について

● 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

● 解約払戻金額は、解約日または一部解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。

● 解約控除額は、契約日(増額部分については増額日)から解約日または一部解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除率<*1>を解約控除対象額<*2>に乗じた金額となります。

<*1> 解約控除率については、P.24をご確認ください。

<*2> 「解約控除対象額」は、解約の場合は払込保険料総額となり、一部解約の場合は、一部解約金額(お受取希望額)をもとに計算された一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が払込保険料総額を上回る場合には、「解約控除対象額」は払込保険料総額を上限とします。一部解約の際に解約控除対象額として取扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする払込保険料総額から控除して取扱います。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動(増減)します。したがって、運用状況によっては受取る払戻金が払込保険料を下回る場合があります。

9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.23の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に、運用に関する事項は「**特別勘定のしおり**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用	一時払保険料の 3%	特別勘定への繰入前に 一時払保険料から控除

※ ご契約の締結等に必要の費用は、「契約初期費用」としてご契約時にご負担いただくほか、「保険関係費」として特別勘定での運用期間中にもご負担いただきます。なお、ご契約の締結等に必要の費用を重複してご負担いただくものではありません。

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	ご契約の維持等に 必要な費用なら びに死亡保険 金等を支払うた めの費用	積立金額に対して 年率2.74%	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日控除
資産運用 関係費	特別勘定の運用 にかかわる費用	特別勘定の資産残高に対して 年率0.143% (消費税込)	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日控除

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 一般勘定で運用する年金支払期間中および遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な 費用ならびに年金等を 支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約・一部解約時にご負担いただく費用

契約日（増額部分については増額日）から解約日または一部解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日（増額日）からの経過年数に応じて解約控除対象額（解約の場合は払込保険料総額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に解約控除率を乗じた金額（解約控除額）が積立金額から差引かれます。なお、契約日（増額日）から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合にも、契約日（増額日）からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

■ 契約日（増額日）からの経過年数ごとの解約控除率

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
3.4%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%
6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
1.7%	1.3%	0.9%	0.4%	0%	



2. この保険のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 責任開始期等・生命保険募集人の権限について

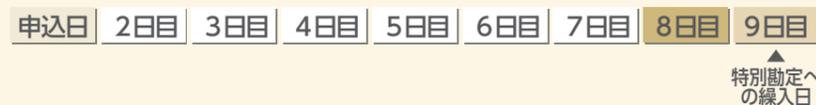
お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料の払込みと申込みがともに完了した時から三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

三井住友海上プライマリー生命がご契約のお引受けを決定（承諾）した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

特別勘定への繰入日は、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日となります。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。

【特別勘定への繰入れ】

<契約日が申込日から8日目までの場合>



<契約日が申込日から8日目の翌日以後の場合>



生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または基本保険金額の増額を行ったときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約の締結または基本保険金額の増額を行ったときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約払戻金額は解約日（三井住友海上プライマリー生命の定める書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日）における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動（増減）しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があります。（解約払戻金には最低保証はありません。）解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「ご契約のしおり・約款」の例表をご確認ください。

契約日（増額部分については、増額日）から解約日または一部解約日までの経過年数が10年未満の場合、契約日（増額日）からの経過年数に応じて解約控除対象額の一定割合（解約控除額）が差引かれます。

詳細については、「契約概要」P.22の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

9 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

10 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「契約概要」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、特別勘定の運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) および医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 基本保険金額の増額について

この保険では、三井住友海上プライマリー生命の定める範囲の中で、基本保険金額を増額することができます。お申込みいただいた増額のご請求を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを承諾した日(増額日)から増額分についての保障の責任を負い、その翌日から特別勘定で運用します。なお、増額のご請求には、クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の適用はございません。増額にあたっては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認いただき、内容を十分にご理解の上で、ご自身の判断と責任においてお申込みください。

この保険の新規募集停止時には、増額のお取扱いを停止します。

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）+住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）+住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）+住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）+住民税
		保証期間付終身年金	
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税<*2>	
	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）+住民税	

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



ご注意

- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参考1 年金にかかる税金について

本ページでは、「私のしあわせねんきん」の税務の取扱いの一部を説明しています。注意喚起情報P31の「13.税金のお取扱いについて」もあわせてご確認ください。

年金の税制上のお取扱い

■ 契約者と年金受取人が同一人の場合

毎年お受取りになる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。次の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算され、総合課税により所得税が課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る年金額} - \text{必要経費}$$

■ 契約者と年金受取人が別人の場合

年金の受取開始(年金の受給権取得)時に**贈与税*1**の課税対象となります。また、毎年お受取りになる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。

*1 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。

表 <必要経費計算用の余命年数*2表(所得税法施行令 別表 余命年数表より抜粋)>

年齢(歳)	余命年数(年)		年齢(歳)	余命年数(年)		年齢(歳)	余命年数(年)	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性
56	22	26	71	11	14	86	4	5
57	21	25	72	10	13	87	4	4
58	20	25	73	10	12	88	3	4
59	20	24	74	9	11	89	3	4
60	19	23	75	8	11	90	3	3
61	18	22	76	8	10			
62	17	21	77	7	9			
63	17	20	78	7	9			
64	16	19	79	6	8			
65	15	18	80	6	8			
66	14	18	81	6	7			
67	14	17	82	5	7			
68	13	16	83	5	6			
69	12	15	84	4	6			
70	12	14	85	4	5			

*2 税務上の計算に使用するもので、厚生労働省が発表している平均余命とは異なります。

参考 年金所得者の申告不要制度

● 年金所得者にとって、確定申告は申告手続き自体が負担となることも多いため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入されました。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。
 ※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差引いた金額です。
 ※本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。(2015年分以後に限ります。)
 ※本制度は2026年1月1日現在のものです。将来変更される可能性があります。
 ※住民税については、申告が必要な場合もあります。

年金受取時の課税の計算例

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{年金支払開始時における年金年額}^{\ast 3} \times \text{必要経費割合} \\ \text{必要経費割合} &= \text{払込保険料} \div \text{年金総受取見込額}^{\ast 4} \text{ (小数点第3位以下切上げ)} \end{aligned}$$

*3 年金年額は、基本年金額とステップアップ年金額の合計となります。
 *4 保証金額付特別勘定終身年金の場合は、①年金支払開始時における年金年額×表の余命年数と②最低死亡保障額*5のいずれか大きい額。
 *5 最低死亡保障額は、基本保険金額から既払年金累計額を控除した額です。よって、年金支払開始時の最低死亡保障額は、年金支払開始時の基本保険金額となります。
 ※増額または一部解約された場合には必要経費および必要経費割合は変更となります。

- 【前提条件】
- 契約者・被保険者・年金受取人同一
 - 被保険者の性別：女性
 - 契約年齢：55歳
 - 年金支払開始年齢：56歳
 - 一時払保険料：1,000万円
 - 積立期間中の増額：なし
 - 年金種類：保証金額付特別勘定終身年金
 - 基本年金額：30万円
 - 第1回の年金支払日におけるステップアップ年金額：3万円
 - 第2回の年金支払日におけるステップアップ年金額：5万円

▶ 必要経費の計算

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{\text{払込保険料}}{\text{年金総受取見込額}} \\ &= \frac{1,000\text{万円}}{1,000\text{万円}} = 1.00 \text{ (小数点第3位以下切上げ)} \end{aligned}$$

年金総受取見込額
 ① 33万円×26(表の余命年数表より)=858万円
 ② 1,000万円
 ⇒ ②>① よって1,000万円

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{年金支払開始時における年金年額} \times \text{必要経費割合} \\ &= 33\text{万円} \times 1.00 = 33\text{万円} \end{aligned}$$

▶ 雑所得の計算

$$\begin{aligned} \text{雑所得金額} &= \text{その年ごとに受取る年金年額} - \text{必要経費} \\ \text{(第1回)} &= 33\text{万円} (30\text{万円} + 3\text{万円}) - 33\text{万円} = 0\text{円} \\ \text{(第2回)} &= 35\text{万円} (30\text{万円} + 5\text{万円}) - 33\text{万円} = 2\text{万円} \end{aligned}$$

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

⚠️ ご注意ください

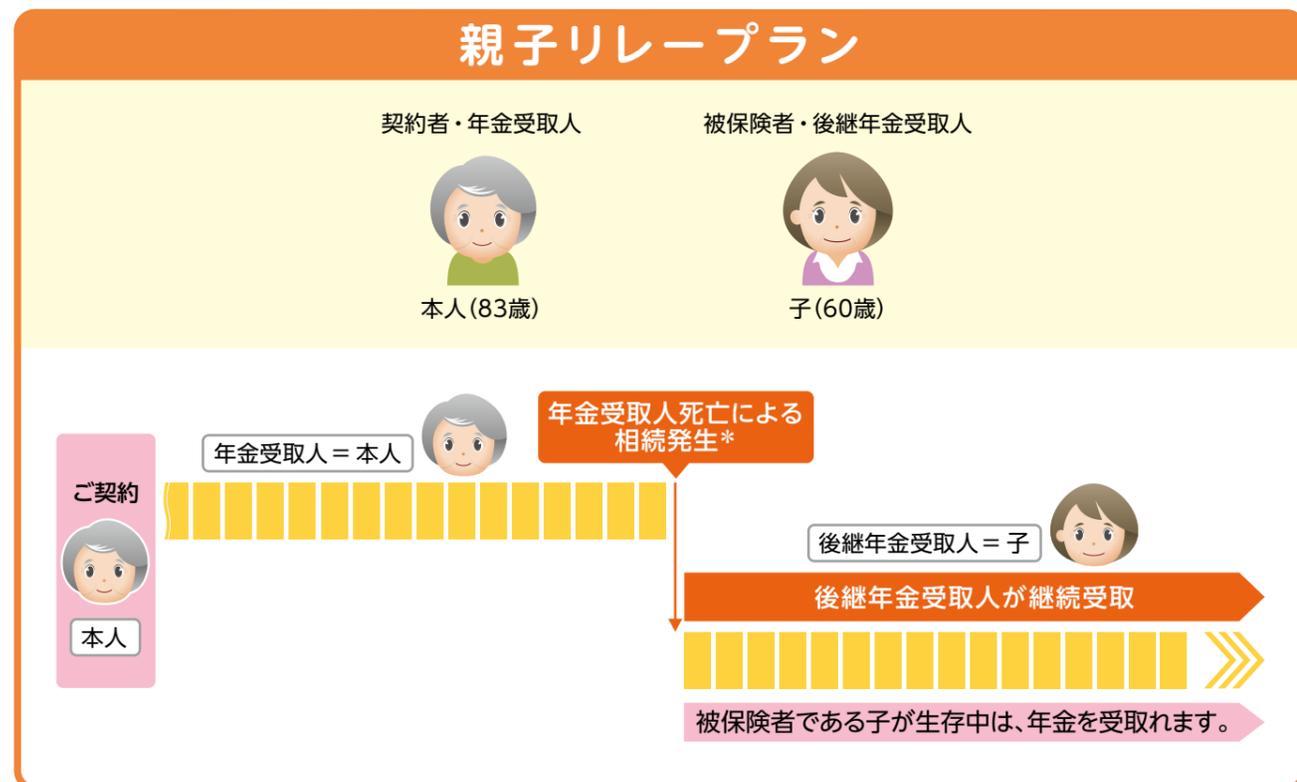
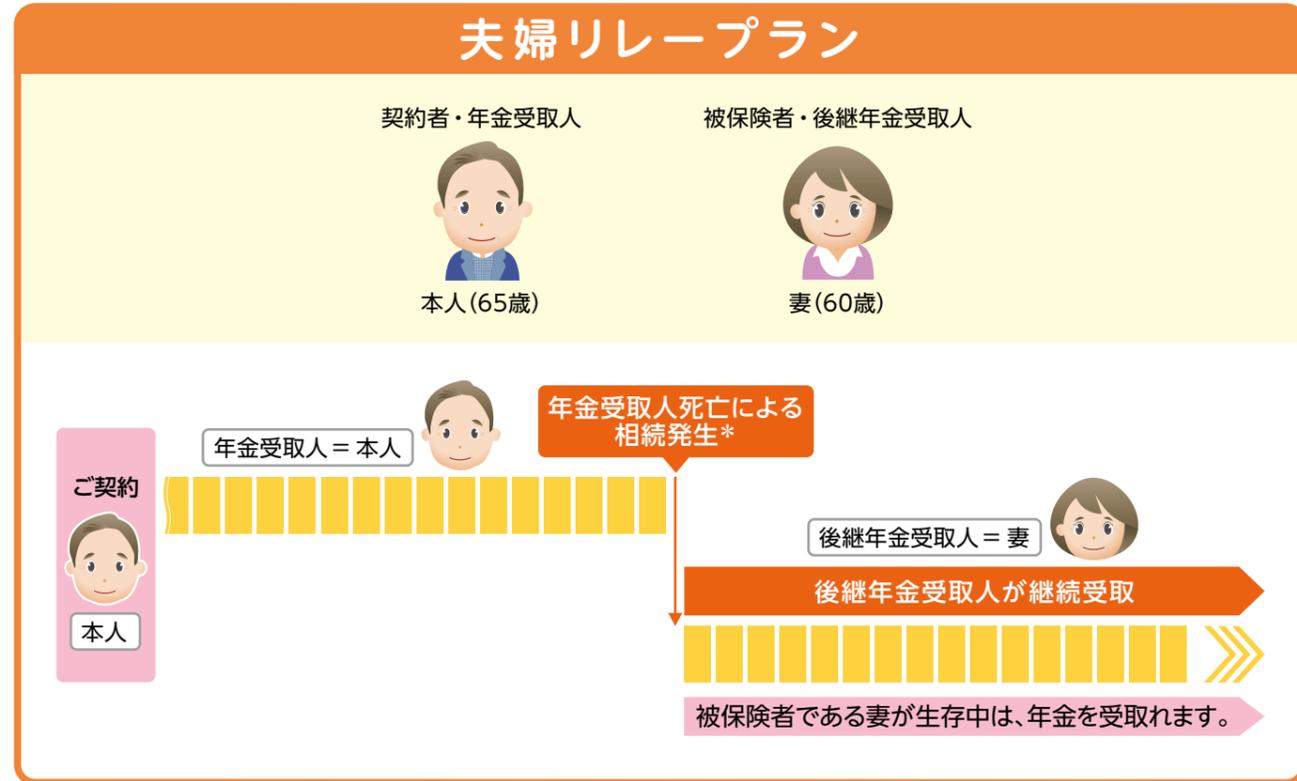
■ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。

■ 本税務取扱いの内容は2026年1月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

参考2 リレープランについて

被保険者を配偶者やお子さまにすることで、年金受取人が死亡された後も被保険者が生存している間は、後継年金受取人として配偶者やお子さまが引続き年金を受取ることができます。

【リレープランのご契約例】



* 年金受取人死亡による相続が発生した時点での年金受給権の評価額(解約払戻金の額)が、相続税の課税対象となります。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

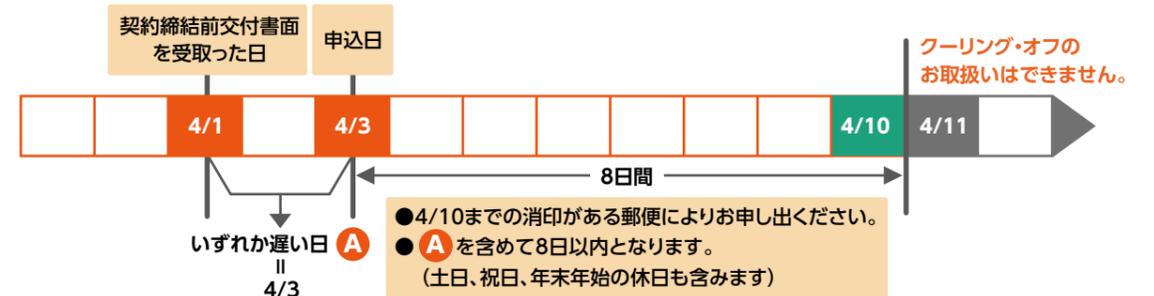


クーリング・オフ制度の対象です。
(お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P26～P27にてご確認ください。

【イメージ図】(書面で手続きする場合の例)



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「ご契約時にご負担いただく費用」、「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P23～P24にてご確認ください。



市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により変動します。そのため、特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動し、**損失が生じるおそれがあります。**